

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 脱炭素先行地域づくり事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実施ゼロ達成 等)
対象事業	<p><b>(1)CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ発電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス等</li> <li>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱等</li> </ul> <p><b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営線、熱導管</li> <li>・蓄電池、充放電設備</li> <li>・再エネ由来水素関連設備</li> <li>・エネマネシステム 等</li> </ul> <p><b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEB・ZEH、断熱改修</li> <li>・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等)</li> <li>・その他省CO2設備(高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)</li> </ul> <p><b>(2)効果促進事業</b> (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等</p>
交付率	原則 2/3 ※①(太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は 3/4(高山市は、全国平均以上)。②③の一部は定額
上限額	50億円 (1計画あたりの交付限度額の上限額)
事業期間	交付対象事業が実施される年度から概ね5年程度 ※脱炭素先行地域づくり事業は、最長で令和 12 年度(2030 年度)まで
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む